

社会保障審議会 介護保険部会（第68回）	資料1
平成28年11月16日	

在宅医療・介護の連携等の推進

在宅医療・介護の連携等の推進

現状・課題

・医療と介護の連携に係る取組について

- 1 いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据えた医療介護提供体制を整備していく上では、医療や介護が必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活が継続できる「地域包括ケアシステム」を構築するなど、サービスを利用する国民の視点に立って、急性期の医療から在宅医療・介護まで一連のサービスを切れ目なく提供することが求められる。
- 2 今後より一層、医療と介護の連携を推進していくためには、入退院時や在宅療養など特に医療と介護の連携が必要な場面においても、スムーズな連携が行われることが重要である。そのためには、
市町村単位における関係者、団体等による医療・介護連携体制の構築
実際の医療・介護サービスを提供する場面における連携の充実
を図る必要がある。

・在宅医療・介護連携推進事業について

- 1 在宅医療・介護連携推進事業は、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が実施主体となり、都道府県、郡市区医師会等の関係団体と連携しながら、平成30年4月までに全ての市町村で実施することとしている。

在宅医療・介護の連携等の推進

現状・課題

2 平成30年4月までに実施することとされている在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業項目¹⁾全てを実施している市町村は174市町村(10.0%)、まだ事業を実施していない市町村は98市町村(5.6%)であった(平成28年8月1日現在)。事業項目別では、「(ア)地域の医療・介護資源の把握の実施」が最も多く8割の市町村で実施されており、最も実施が少ない項目は「(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援」の5割弱であった。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握 (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 (カ) 医療・介護関係者の研修
(キ) 地域住民への普及啓発 (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

3 在宅医療・介護連携推進事業の実施方法について、「事業項目の(ア)~(ク)を実施することにこだわり、本来の目的がみえないまま、取組の一部分だけを切り取り実施している自治体も少なくない」といった指摘¹⁾や「市町村の課題を把握・分析した上で課題解決に資する対応策を実施するよう市町村に強く促すべき」といった意見²⁾があった。

1) 地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書(地域包括ケア研究会 平成27年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業)

2) 平成28年3月25日 第56回社会保障審議会介護保険部会議事録

在宅医療・介護の連携等の推進

現状・課題

- 4 また、国においては、事業の実施方法や取組例について、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」により示している。一部の自治体においては、国から示していない取組であるが、医療介護連携に資する地域の実情に応じた取組を行っている事例がある。
 - ・訪問看護ステーションとかかりつけ医の連携による24時間365日の対応体制の整備（ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進）
 - ・複数の市町村と医師会との連携による相談窓口の共同設置（オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援）等
- 5 市町村の人口規模別の取組状況では、人口規模により取組の進捗に違いがみられた。比較的小規模な市町村における取組の課題としては、近隣市町村の医療機関を利用する住民が多い等、近隣市町村や関係団体と連携して実施する必要はあるが調整が困難等が挙げられている。
- 6 また、都道府県別の取組状況においても地域によりばらつきがみられ、取組が少ない都道府県の市町村では、取組が多い都道府県の市町村に比べ、事業実施のためのノウハウの不足、関係機関（病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等）との協力体制の構築や広域連携の調整を課題として回答している割合が多かった。
- 7 市町村が都道府県からの支援を希望する内容としては、当該市町村に関する在宅医療や介護資源のデータ等の提供、事業に関する研修・情報提供、医師会等関係団体との調整や広域的な医療介護連携に関する協議が挙げられている。
- 8 都道府県別の取組状況で、管内市町村の取組数が平均して多い滋賀県や福井県においては、市町村では比較的实施が困難な取組について、県が積極的な支援を実施することとし、具体的な支援内容としては、地域の医療介護に関するデータの提供・分析、地域の在宅医療の体制整備、広域的な医療と介護の連携体制の構築といった取組を実施している。

在宅医療・介護の連携等の推進

現状・課題

・介護保険事業（支援）計画と医療計画における記載について

- 1 現在、医療と介護の連携に係る取組（在宅医療・介護連携推進事業）については、市町村が介護保険事業計画の中で取組み、都道府県は介護保険事業支援計画において市町村支援に取り組むよう位置付けられている。
- 2 一方で、都道府県が策定する医療計画では、在宅医療・介護連携推進事業に対する市町村支援は位置付けられていない。この点に関して、現在「医療計画の見直し等に関する検討会」において次期医療計画についての議論がされているところであり、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村と都道府県との連携、地域の医療に精通した医師会等との連携や保健所の活用による市町村支援等が必要との意見があった。

介護保険法

第115条の45の10(在宅医療・介護連携推進事業に係る都道府県の関与の規定)

- 3 都道府県は、市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

第118条(都道府県介護保険事業支援計画の記載事項)

- 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 五 第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項

在宅医療・介護の連携等の推進

現状・課題

・医療サービスと介護サービスの連携について

- 1 医療サービスと介護サービスの連携は、入退院時における入院医療機関と在宅介護の連携の他、生活の場における在宅療養を支える多職種間の連携や、介護保険施設（特養、老健等）と医療機関の連携、医療機関と中間施設である老健、更には老健と在宅医療との連携など、様々な連携がある。
- 2 入退院時の連携については、入院医療機関職員と介護支援専門員の情報共有により、医療サービスと介護サービスが切れ目なく提供されることが重要である。しかし、入退院時に相互の連絡や情報共有が不十分な場合、退院直前の急な連絡でサービス調整に困難をきたすなど、シームレスなサービス提供ができていないとの指摘がある。
- 3 なお、福井県では、入退院時の情報共有の取組として、県が県医師会と連携しながら、入退院に関わる入院医療機関や居宅介護支援事業所との協議の実施、退院支援に関わる看護師・MSW・介護支援専門員等の人材育成、県内共通の入退院のルール作成を行うことで、シームレスなサービス提供をしている事例がある。
- 4 これまでの介護保険部会においても、特別養護老人ホームにおける医療ニーズや看取りへの対応、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と医療機関との連携、リハビリテーションや認知症に関する医療介護連携の重要性等について議論がされ、その結果、介護報酬改定の際にあわせて検討することが適当との意見があった。

論 点

- 1 在宅医療・介護連携推進事業については、市町村における取組の実施数のみに着目するのではなく、実際の医療介護連携が必要とされる様々な場面において、連携が推進されているかについて評価を行うという視点が不可欠である。このため、地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法について、国が具体化し、市町村にその実施を求めることとしてはどうか。
- 2 市町村では取組が困難な医療介護に関するデータの収集分析、在宅医療に係る体制整備、広域的な入退院時の連携等、都道府県が実施すべき市町村支援の取組について国が明確化し、地域の医療に精通した医師会等との連携や保健所の活用により、市町村支援の充実を図ることとしてはどうか。
- 3 在宅医療・介護連携推進事業の推進に向けて、これまでも有効と考えられる取組の横展開を図ってきたところであるが、さらに地域の実情に応じた取組を収集し、市町村や市町村支援を担う都道府県に示していくこととしてはどうか。
- 4 平成30年度に都道府県が策定する介護保険事業支援計画に、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援の内容を盛り込むなど、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととしてはどうか。（医療計画における在宅医療・介護連携推進事業に対する市町村支援については、医療計画の見直し等に関する検討会において、現在、議論されているところ。）
- 5 これまでの介護保険部会において、リハビリテーション等ニーズに応じたサービスの提供については介護報酬改定の際に検討することが適当との意見があった。同様に、入退院時における入院医療機関と在宅介護の連携等、医療と介護の連携の更なる充実に向けて、平成30年の介護報酬及び診療報酬の同時改定にあわせて検討することとしてはどうか。